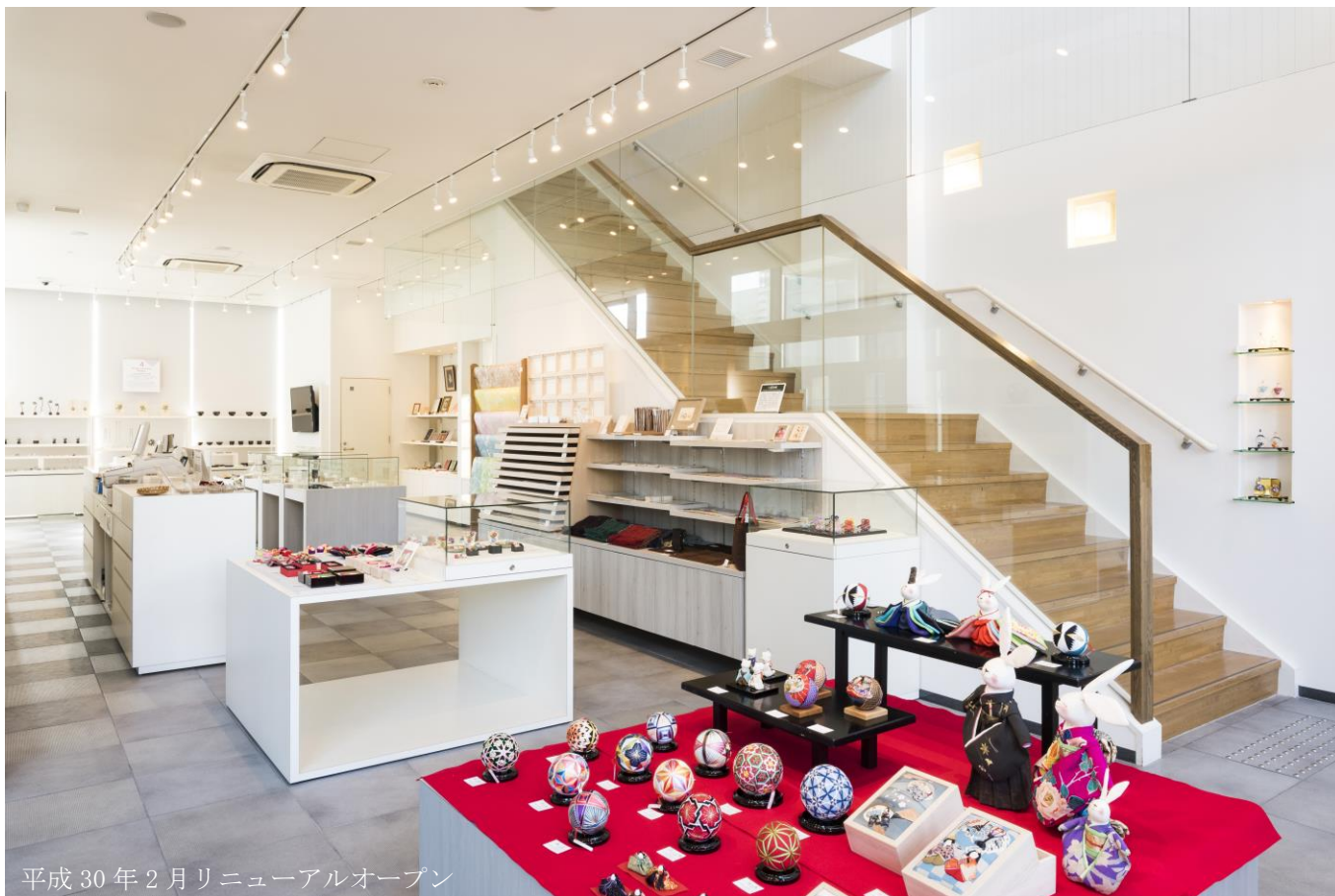


平成 30 年度 金沢市伝統工芸施策ガイド



金沢・クラフト広坂



金沢市経済局営業戦略部クラフト政策推進課



技術保存・後継者育成

金沢の文化の人づくり奨励金

伝統工芸品産業の専門的な知識及び技術を修得しようとする方、または修得しようとする方を雇用する事業者に対して、次の区分により奨励金を交付します。

区分	奨励金の交付の対象となる者		奨励金	
	範囲	選考の方法	交付の期間	額
金沢市伝統産業技術研修者	本市内に居住し、かつ、伝統産業に関する知識及び技術を修得しようとする者で、概ね40歳以下のもの	市長が適当と認める団体または個人の推薦に基づき市長が選考する	3年以内	月額 50,000円
金沢市伝統産業新規参入研修者	本市内に居住し、かつ、生業とする意思をもって、下記事業者のもとで、伝統産業に関する知識及び技術を修得しようとする者で、概ね30歳以下のもの	市長が適当と認める団体または個人の推薦に基づき市長が選考する	3年以内	月額 100,000円
金沢市伝統産業技術伝承事業者	金沢市伝統産業新規参入研修者に伝統産業に関する知識及び技術を伝承する事業者	市長が適当と認める団体または個人の推薦に基づき市長が選考する	3年以内	月額 60,000円
金沢市希少伝統産業後継者	本市伝統産業のうち後継者がきわめて少ない伝統産業に関する知識及び技術を修得し、生業とする意思のある者で、概ね40歳以下のもの（伝統工芸における特定の工程分野の後継者を含む）	市長が適当と認める団体または個人の推薦に基づき市長が選考する	3年以内	月額 120,000円
金沢市伝統産業雇用者 特定後継者	伝統産業に関する知識及び技術を修得しようとする障害者または高齢者を雇用する本市伝統産業の事業者	市長が選考する	3年以内	障害者の雇用 月額 100,000円 (一人につき) 高齢者の雇用 月額 80,000円 (一人につき)

工芸工房開設奨励費

伝統工芸品産業に従事する職人や作家が、中心市街地や山間地域等において工房を開設する際、その開設にかかる費用の一部を助成します。

- 工房等開設費補助 工房開設にかかる経費の2分の1以内、上限 250 万円
- 借上料補助 家賃の2分の1以内、上限 100 万円/年 ※最長 2 年間まで

金澤町家職人工房

まちなかの町家を整備活用し、若手工芸作家等に工房を貸し出し、独立を支援します。

- 家賃の半額を入居者が負担。使用期間1年(最長3年間まで可能)
- 金澤町家職人工房 東山

所在地:金沢市東山2丁目1番21号



金澤町家職人工房 東山

希少伝統産業専門塾

希少伝統工芸の後継者育成のため、希望者を募り、各専門塾を開校しています。

- 加賀象嵌、木工、竹工芸、二俣和紙(二俣和紙2年間、他業種3年間。)
※加賀象嵌、木工、竹工芸専門塾については、今年度の募集はありません。
※二俣和紙は平成30年10月で終了となります。

金沢市伝統産業貢献者表彰 ・ 金沢市ものづくり奨励賞

伝統工芸品産業に従事し、長年にわたり技術の向上、後継者の育成、指導に貢献のあった方を金沢市伝統産業貢献者として、また、伝統工芸品産業に従事し、将来を担う人材の育成を図るため優秀な若手後継者に金沢市ものづくり奨励賞として表彰します。

工芸品販路拡張・新製品開発

金沢ブランド工芸品開発促進事業

現代生活に適応した新しいスタイルの工芸品を開発しようとする組合、企業等に対して開発経費の一部を助成します。(選考については審査会による選考があります)

●開発経費(補助対象経費:原材料費、制作費、デザイン開発費)

●補助率 3分の2以内 ●限度額 100 万円

*毎年度予算の範囲内で交付します。

工芸品商談促進事業

工芸品の生産・加工・販売企業や従事者等が、工芸品の販路開拓を目的に展示商談会等を開催する際の費用の一部を助成します。

●会場借上費、会場設営費、工芸品の梱包輸送費、パンフレット等広報物制作費、
交通費及び宿泊費(交通費及び宿泊費については県外開催の場合のみ)

●補助率 2分の1以内 ●限度額 海外及び三大都市圏:300 千円、その他の地域:150 千円

※1年度に1回まで、合計3回まで

※見本市等出展促進助成制度については、商工業振興課(076-220-2205)へお問い合わせください。

振興事業

加賀友禅技術振興研究所

和装離れにより、産業基盤が揺らぐ加賀友禅業界に対し、産地支援や販路拡大、後継者育成などの諸課題に取り組みます。

●新分野開拓支援事業 ●産地支援事業 ●後継者育成支援事業

□住所 金沢市小将町 8 番 8 号 加賀友禅会館内(076-265-1040)

□HP <http://www.kagayuzen.org/>

金箔技術振興研究所

金箔の振興及び活性化を図るため、産地支援や販路拡大を担う研究所です。

●産地支援機能 ●研究コーディネート機能 ●アーカイブ機能

□住所 金沢市東山 1 丁目 3 番 10 号 金沢市立安江金箔工芸館内(076-225-8941)

□HP <http://www.kanazawahaku-giken.jp/>

*金箔作業場 (金沢職人大学第2実習棟)

実技研修を実施し、金箔製造技術の向上、後継者育成を行います。

(一社)金沢クラフトビジネス創造機構

クラフトのビジネス化及びファッション、デザインにかかる販路拡大や情報発信などの機能強化を図るための施策及び事業を展開します。

●商品開発実践講座 ●ビジネス化支援事業 ●情報集積発信事業

●テストマーケティング ●相談・指導業務 ●見本市等出展

□住所 金沢市香林坊 2 丁目 4 番 30 号 香林坊ラモーダ 8 階(076-265-5107)

□HP <http://www.kanazawacraft.jp/>

クラフトプラザ香林坊

クラフトのビジネス化を推進するための、クラフト(工芸、ファッション、デザイン等)に関連する事業者等のインキュベーション及び SOHO 施設です。

- 施設 ルーム 4室、ミーティングルーム 1室
- 利用料 71,820 円/月～(ルームにより変動します。また、創業間もない方は軽減されます)
- 期間 原則1年(最長 6 年まで延長可能です)
- 住所 金沢市香林坊 2 丁目 4 番 30 号 香林坊ラモーダ 8 階
- HP <http://www.kanazawacraft.jp/> (金沢クラフトビジネス創造機構HP内)

施設ガイド

金沢・クラフト広坂

金沢の希少伝統工芸を一堂に集め、身近に工芸の技を感じることのできるアンテナショップです。

- 住所 金沢市広坂 1 丁目 2 番 25 号 (電話 076-265-3320)
- HP <http://www.crafts-hirosaka.jp/>
- 営業 10:00-18:00 (定休日:月曜(祝日の場合はその翌日)、年末年始)



dining gallery 銀座の金沢

首都圏において、金沢が世界に誇る工芸と、食・器・しつらえ等金沢固有の文化を発信する魅力発信拠点です。

- 住所 東京都中央区銀座 1-8-19 キラリトギンザ 6 階
(電話 03-6228-7733)
- HP <http://www.ginzanokanazawa.jp>
- 営業 ギャラリー 11:00-20:00 ダイニング 11:30-22:00



金沢の伝統的工芸品

□伝産法に基づき指定された伝統的工芸品(6種類)

金沢九谷(九谷焼)	昭和 50 年 5 月 10 日指定
加賀友禅	昭和 50 年 5 月 10 日指定
金沢仏壇	昭和 51 年 6 月 2 日指定
金 沢 箔	昭和 52 年 6 月 8 日指定
金沢漆器	昭和 55 年 3 月 3 日指定
加 賀 繻	平成 3 年 5 月 20 日指定



伝統マーク

「伝産法」とは？

昭和 49 年 5 月 25 日に公布された「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」を略したものです。この伝産法に基づき経済産業大臣から伝統的工芸品として指定されると、その産地が行う後継者育成など各種振興事業に対し、助成を受けられます。

■指定要件

- 一、主として日常生活の用に供されるもの
- 二、その製造過程の主要部分が手工芸的であるもの
- 三、伝統的技術又は技法によって製造されるもの
- 四、伝統的に使用されてきた原材料を主として用いるもの
- 五、一定の地域で産地形成

□その他未指定業種(20種類)

大樋焼、加賀象嵌、茶の湯釜、桐工芸、郷土玩具、加賀毛針、加賀竿、竹工芸、二俣和紙、加賀水引細工、銅鑼、菓子木型、和傘、提灯、太鼓、琴、三弦、金沢表具、手捺染型彫刻、かつら・かもし

※制度内容については、年度途中に変更となる場合があります。

金沢市 経済局 営業戦略部 クラフト政策推進課 920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号
tel 076-220-2373 fax 076-260-7191 mail craft@city.kanazawa.lg.jp